

議案第 5 1 号

あきる野市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 3 日

提出者 あきる野市長 澤 井 敏 和

提案理由

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 4 8 年法律第 8 2 号）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和 4 8 年政令第 3 7 4 号）の一部改正に伴い、規定を整備する必要がある。

あきる野市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

あきる野市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成 7 年あきる野市条例第 7 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 3 項中「償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予」を「償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金」に、「第 1 3 条第 1 項及び令第 8 条から第 1 1 条まで」を「第 1 3 条、第 1 4 条第 1 項及び第 1 6 条並びに令第 8 条、第 9 条及び第 1 2 条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。